

県議会のあり方に関する検討委員会次第

平成23年12月9日
(第11回目)

1 開 会

2 協議事項等

- (1) 前回の協議結果について 資料1
- (2) 政策条例検討会議への提案時期について

3 そ の 他

4 閉 会

11月25日開催の検討委員会における協議結果

1 議会基本条例に盛り込む項目（大項目）及びその記載順について
→ 次のとおり整理を行った。

(1) 総則

(2) 各論

- ① 議員の責務及び活動原則
- ② 議会運営の原則
- ③ 議会の機能強化
- ④ 知事等と議会との関係
- ⑤ 議会と県民との関係
- ⑥ 議会活性化（議会改革）の推進
- ⑦ 政治倫理
- ⑧ 議会事務局等

2 議会基本条例の基本理念等について

→ 別紙のとおり整理を行った。

宮崎県議会基本条例の基本構成（案）

前文

地方分権一括法や地方分権改革推進法の施行などによる地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う議会の役割及び責務が増大し、議会機能の充実強化が求められているなど、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化してきた中で、本県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい県議会の在り方を追求し、不断の議会改革に努めてきたところである。
ここに、本県議会は、県民の負託に真摯にこたえることを改めて決意し、この条例を制定する。

総則

1 目的 議会の基本理念、議員の責務及び役割等を明らかにするとともに、知事等と議会との関係、議会と県民との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

2 基本理念

議会の機能強化

県民を代表する機関として、その機能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立を目指す。

知事等と議会との関係

二元代表制の一翼を担う存在として、議会の政策意思を明確に示すため、知事等への監視機能を強化するとともに、政策提言型の議会を目指す。

議会と県民との関係

多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた運営に努める。

各論

1 議員の責務及び活動原則

2 議会運営の原則

3 議会の機能強化

4 知事等と議会との関係

5 議会と県民との関係

6 議会活性化（議会改革）の推進

7 政治倫理

8 議会事務局等

補則

他の条例等との関係

条例の見直し